

令和6年6月19日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

携帯電話の紛失に伴う個人情報の流失の可能性について

当事務所において、職員が業務で使用している携帯電話を紛失する事案が発生しました。
紛失した携帯電話には、関係会社の個人情報が登録されていました。

1. 事案の内容

千葉国道事務所において、業務で使用している携帯電話を紛失しました。

紛失した携帯電話には、関係する会社社員の氏名と電話番号7名分が登録されていることが確認できました。

6月18日(火)に携帯電話を紛失していることに気づき、同日に携帯電話の利用停止措置をとるとともに、警察への遺失物届を提出いたしましたが、未だに発見されていません。

2. 対応状況

個人情報が登録されていたすべての方々に、事案の内容をご報告し、お詫びさせていただきました。

なお、現時点におきましては、個人情報の第三者への流失、不正利用の事実等の二次被害は確認されておりません。

3. 今後の対応

今後、このような事態が生じないよう、個人情報の厳重かつ適正な管理を徹底し、再発防止に万全を期して参ります。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311 (代表) メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 村田 康二 (内線：202)

総務課長 寺門 正則 (内線：211)